

令和4年度至誠館大学奨学生（児童養護施設等）募集要項

1. 趣旨

児童養護施設等（児童養護施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親家庭、母子生活支援施設）から本学に進学し、学業を修め、将来社会で有為な人材として活躍する強固な意志と意欲のある者の就学を支援することを目的とする。

2. 募集人員

定員	20名程度
----	-------

3. 選抜方法

第1次選考	書類選考（※提出された書類をもとに総合的に判定する。）
第2次選考	面接

4. 申請期間・面接日等

以下の日程で、書類審査・面接等を行います。

	申し込み受付・書類審査	面接日	結果発表日
第Ⅰ期	令和3年6月28日（月） ～7月2日（金）	7月10日（土）	7月16日（金）
第Ⅱ期	令和3年7月26日（月） ～7月30日（金）	8月7日（土）	8月12日（木）
第Ⅲ期	令和3年11月8日（月） ～11月12日（金）	11月21日（日）	11月26日（金）

※申し込み受付は、「消印有効」です。

※面接場所については、萩または東京です。（新型コロナウイルス感染症の状況により、オンラインでの面接となる場合があります。）

※時間等の詳細は、別途申請者へ通知致します。

※面接結果は、郵送致します。

5. 申請資格・要件

次の各号のすべてに該当する者

- (1) 令和4年3月、児童養護施設等を退所する者又は措置が解除となる者（措置が延長されるものも含む）。又は令和3年度以前に退所した者又は措置が解除となった者で、退所後概ね4年を経過していない者。
- (2) 前述の者で本学に進学を希望し、学則を遵守し、修学する強い意志を持つ者。
- (3) 原則として、基礎的な生活資金等は日本学生支援機構等の奨学金で賄える者。高校在学中に日本学生支援機構等の予約採用を受けることが望ましい。

* 母子生活支援施設施設退所者の方は別途、お問合せください。

6. 提出書類

以下の書類をすべて取り揃え、本学所定の封筒で郵送してください。
書類の記入にはすべて黒のペン（ボールペン可）を使用してください。

	提出書類	留意事項
1	奨学生申請書	本学所定の用紙に本人が記入してください。
2	奨学生推薦書（施設長等）	本学所定の用紙を使用して、児童養護施設等の施設長または里親が作成し厳封してください。 ※開封無効
3	奨学生推薦書（学校長等）	本学所定の用紙を使用して、在学の高等学校長等が作成、厳封したものを提出してください。 ただし、既卒の場合は提出不要です。※開封無効
4	小論文	本学所定の用紙に本人が記入してください。
5	調査書（または成績証明書）	出身高等学校の発行した調査書（第Ⅰ期までは成績証明書でも可）を提出してください。 ※調査書を提出した場合は、「入学者選抜要項」の提出書類と併用できます。 ※開封無効
6	誓約書	本学所定の用紙に本人が記入してください。
7	入学後の支援体制	児童養護施設等の施設長又は里親が作成してください。 ※施設（里親）として入学後の学生支援をどのように考えておられるか、生活面、金銭面、精神面等についてご記入ください。
8	入学後の生活設計について ①、②	①の用紙については、申請時に提出してください。 ②の用紙については、入学決定後に提出を依頼しますので、記入しておいてください。 別添の記入例を参照してください。

7. 申請上の注意

- (1) すべての書類（入学後の生活設計について②を除く）を一括して、本学所定の封筒を使用し、郵送してください。窓口での受付はいたしません。
- (2) 一度提出された書類は、理由の如何を問わず返還いたしません。

8. 申請書提出先

【至誠館大学 学務課】

〒758-8585

山口県萩市椿東浦田 5000

TEL 0838-24-4000 FAX 0838-24-4090

「高等教育の修学支援新制度」適用の場合

1. 児童養護施設等（児童養護施設、自立援助ホーム、里親家庭、母子生活支援施設）からの入学生に対する奨学制度の内容について

志願者は原則として「高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付型奨学金／授業料免除）」に申し込んでください。修学支援新制度が適用された場合は次のようになります。

【学納金等】（修学支援新制度適用の場合）

<実質>

区分	科目	1年		2・3・4年次	
		前期	後期	前期	後期
学納金	入学金	200,000円			
	授業料	350,000円	350,000円	350,000円	350,000円
	施設整備費	0円	0円	22,500円	22,500円
	教育維持費	0円	0円	22,500円	22,500円
	小計	550,000円	350,000円	395,000円	395,000円
委託徴収金	学友会費	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	後援会費	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	同窓会費	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
	在学・卒業時諸経費	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
	小計	23,000円	23,000円	23,000円	23,000円
奨学生合計		573,000円	373,000円	418,000円	418,000円
一般学生合計		723,000円	523,000円	523,000円	523,000円

		1年		2・3・4年次	
		前期	後期	前期	後期
		0円			
		0円	0円	0円	0円
		0円	0円	22,500円	22,500円
		0円	0円	22,500円	22,500円
		0円	0円	45,000円	45,000円
		5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
		10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
		2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
		5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
		23,000円	23,000円	23,000円	23,000円
		23,000円	23,000円	68,000円	68,000円
		723,000円	523,000円	523,000円	523,000円

(1) 入学検定料は、15,000円（半額免除・通常は30,000円）です。

(2) 3年次編入学については、学務課まで別途お問合せください。

※原則は左の表の奨学生合計金額を期限までに一旦納入する必要があります。

ただし、特別な事情により、入学金及び授業料の納入が困難な場合は納入を猶予することができます。

猶予を希望する場合は別途ご連絡ください。

☆入学金（入学金については初年度のみ）、前期授業料については、9月頃に還付または授業料猶予額を相殺します。

後期分は3月頃に還付または授業料猶予額を相殺。

2. 奨学生の期間について

奨学生の期間は1年間とする。但し、審査を経て更新することができる。

また、在学期間中であっても以下に該当した場合は学生委員会の議を経て、理事長が免除の取り消し及びその期間を決定する。

- (1) 退学・除籍または、長期に亘り学業を放棄した場合
- (2) 成績不振（出席率・修得単位）または、大学において懲戒処分を受けた場合
- (3) 大学の名誉を著しく失墜させた場合
- (4) 申請事項に虚偽内容が確認された場合
- (5) その他、停止が妥当であると協議（教授会等）により決定した場合
- (6) 本人からの辞退届が提出された場合

※授業料（初年度入学金）の免除については「高等教育の修学支援新制度」と本学の「令和4年度至誠館大学奨学生（児童養護施設等）」は併用できません。

「高等教育の修学支援新制度」適用外の場合

1. 児童養護施設等（児童養護施設、自立援助ホーム、里親家庭、母子生活支援施設）からの入学生に対する奨学制度の内容について

科目	1年	2年	3年	4年
授業料 (700,000円)	全額免除	7割免除	7割免除	7割免除
施設整備費 (150,000円)				
教育維持費 (150,000円)				

(1) 入学検定料は、検定料15,000円（半額免除・通常は30,000円）です。

(2) 入学金は10万円（半額免除・通常は20万円）です。

(3) 3年次編入学については、学務課まで別途お問合せください。

【学納金等】

区分	科目	1年		2・3・4年次	
		前期	後期	前期	後期
学納金	入学金	100,000円	/	/	/
	授業料	0円	0円	105,000円	105,000円
	施設整備費	0円	0円	22,500円	22,500円
	教育維持費	0円	0円	22,500円	22,500円
	小計	100,000円	0円	150,000円	150,000円
委託徴収金	学友会費	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
	後援会費	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
	同窓会費	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
	在学・卒業時諸経費	5,500円	5,500円	5,500円	5,500円
	小計	23,000円	23,000円	23,000円	23,000円
奨学生合計		123,000円	23,000円	173,000円	173,000円
一般学生合計		723,000円	523,000円	523,000円	523,000円

2. 奨学生の期間について

奨学生の期間は1年間とする。但し、審査を経て更新することができる。

また、在学期間中であっても以下に該当した場合は学生委員会の議を経て、理事長が免除の取り消し及びその期間を決定する。

- (1) 退学・除籍または、長期に亘り学業を放棄した場合
- (2) 成績不振（出席率・修得単位）または、大学において懲戒処分を受けた場合
- (3) 大学の名誉を著しく失墜させた場合
- (4) 申請事項に虚偽内容が確認された場合
- (5) その他、停止が妥当であると協議（教授会等）により決定した場合
- (6) 本人からの辞退届が提出された場合

以上